

会員事業主の皆様へ!

2019年10月1日

お知らせ

中小企業経営者のための新共済

全福ネットあんしん労災

(全福ワンコイン労災)



発足!

New

業務上の労働災害における
国の労災保険に上乗せ
給付する新しい共済です。

事業主の経営リスクを軽減し、
従業員の福利厚生の充実を図る共済です!

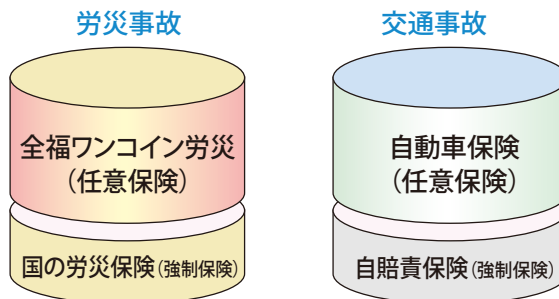


掛金は1口
100円/月から
(従業員1人)

補償は最高
3,000万円
まで選択可能

上乗せ労災の必要性

- 業務上の災害事故が発生し治療費、慰謝料、逸失利益などを請求された場合、国の労災保険の給付だけでは不十分と言われています。国の労災保険の不足分を上乗せ労災(全福ワンコイン労災)で補うことで、従業員、家族との感情的軋轢も軽減することができます。全福ワンコイン労災はこの不足部分を補う共済制度です。
- 国の労災保険は、交通事故における自賠責保険と同様の強制保険であり、最低限の補償です。事業主の経営リスク軽減と従業員への補償を手厚くするために自動車保険の任意保険にあたる「国の労災保険に上乗せする共済」の備えが必要です。



補償内容の一例 (1口あたり)

- ①業務上災害・通勤途上の災害により死亡した場合、所定の共済金を給付致します。
- ②業務上災害・通勤途上の災害により後遺障害(国の労災保険の第1級～第14級)を被った場合、所定の共済金を給付致します。



①死亡

業種	コード※	給付金額
建築	35	143万円
食料品	41	347万円
機械器具	56	223万円
輸送用機械器具	58	313万円
交通運輸	71	379万円
その他の各種事業	94	1,149万円
卸売業・小売業・飲食店・宿泊	98	988万円

※コードとは『厚生労働省告示第169号 労災保険適用事業細目表』に同じもの入院は補償対象外となります
2口以上の加入の場合は、給付金額を口数で乗算して下さい
国の労災の認定が下りた事案が、補償対象事案となります

②後遺障害

障害等級※	給付割合
1～3級	死亡給付金額の100%
4級	死亡給付金額の80%
12級	死亡給付金額の6%
13級	死亡給付金額の4%
14級	死亡給付金額の2%

※障害等級とは『労働者災害補償保険法施行規則 別表1 障害等級表』に同じ

加入条件・方法

- 加入資格: S C の会員事業所(経営者・個人事業主)で国の労災保険加入者
- 申込み方法: 事業所単位でWebにて申込み
- 加入口数と補償額: 1口より選択、最高3,000万円まで選択可能
- 共済掛金: 1口月額100円から
- 掛金支払: 年払い(事業所規模により月払い可能)、専用銀行口座への振込
- 共済期間(補償期間): 責任開始日より最初に到来する3月31日まで
- 更新: 退会の申し出がない限り、共済期間満了日(3月31日)の翌日(4月1日)に更新されます

その他メリット等

- 共済掛金は全額損金(個人事業主は必要経費)処理できます
- 建設業の場合は経営事項審査で最大15ポイントの加算評価あり



詳細はこちら

全福ワンコイン労災 検索

<https://zenpuku-rousai.jp>



一般社団法人
全国中小企業勤労者福祉サービスセンター
共済元受団体: 友愛共済協同組合
お問合せ **全福ワンコイン労災係**
TEL: 03-6659-5773 FAX: 03-6908-7611